

令和元年度
農地等利用最適化推進施策に関する意見書

令和 元年 7月 5日

富田林市農業委員会

はじめに

富田林市農業委員会の活動に対し、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

我が国では、農業従事者の高齢化と減少が進行し、遊休農地の増加や担い手・後継者不足が顕著なっています。加えて、近年の猛暑や台風の多発など自然災害による農業生産への悪影響、また、TPP11 や日 E U 経済連携協定、日米貿易交渉の動向など農産物価格の低迷等への懸念など、農業を取り巻く状況は大変厳しいものと認識しています。

さて、平成 28 年 4 月に施行された改正「農業委員会等に関する法律」（以下「法」という。）では、農業委員会においても「農地等の利用の最適化の推進業務」が重要な所掌事務と位置付けされました。

そのため、当委員会では平成 30 年 7 月には「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定し、遊休農地の発生防止や担い手への農地利用の集約化、新規参入の促進について目標を定め、各委員の地元意見調整や委員会主催の地区座談会の実施など諸活動に取り組んでいるところです。

しかしながら、これらの農業課題への対応については、市として中長期的な農業振興視点により施策展開することが重要であると考えています。

また、法第 38 条では、「農業委員会は、農地等利用最適化推進事務をより効率的かつ効果的に実施する必要があるときは実施する関係行政機関等にその推進施策の改善について意見を提出し、関係行政機関等は提出された意見を考慮しなければならない。」旨義務付けされたところです。

当委員会では、上記条文の規定に基づき、以下のとおり意見を提出しますのでよろしくご配慮いただきますようお願いいたします。

令和 元年 7 月 5 日

富田林市長 吉村 善美 様

富田林市農業委員会会長 中谷 清

当委員会では、下記の基本的理念や考え方のもと、意見を取りまとめました。

『国内農地を守り確保することは、食料を自給することであり、日本の国土・環境を守ることである。』

- * 食料自給率を高めるには、国内農業振興の大切さを市民・消費者に周知することが必要である。また、担い手の確保が必要である。
- * 担い手を育てるには、農業経営にロマン・希望が必要である。
- * 農地を守るためには、農業経営の安定が必要である。
- * 農業経営の安定には、新鮮で真に安心・安全な国内農産物が選択される消費者志向の構築が必要である。また、効率的な農業経営のための農地の集積・集約化が必要である。

1. 農業振興について

(1) 都市農業振興基本計画の策定

本市の農業振興の指針として、次項以降に述べる意見の他、農業者をはじめ農業関係機関・団体、消費者代表などで構成する仮称「農業振興検討委員会」での議論も踏まえた上、農業振興地域整備計画書の見直しも含め早急に市総合ビジョン・総合基本計画にも連動した都市農業振興基本法に基づく本市都市農業振興基本計画（地方計画）を策定されたい。

また、市内の青年就農者など若い農業者を中心に計画実施をフォローアップする仕組みを検討されたい。

(2) 農地の保全（耕作放棄地の解消）

- ・ 高齢農業者への耕作支援および都市住民の農業への理解向上のためにも援農ボランティア制度の導入、また農地管理委託など遊休農地サポート支援を推進されたい。
- ・ 市内の子どもたちへの食育・農業体験の推進をはじめ、市内の企業・団体・NPOや大学などと連携した体験農業を通じて遊休農地の活用も推進されたい。
- ・ 農地中間管理事業による効率的なマッチングを推進するため、特に借り手を確保するための周知・支援策を推進されたい。
- ・ 効率的な農業を推進するために、小規模農地の集約化や区画整理について地元での

話し合いを推進し意見調整の上、ほ場整備事業を推進されたい。

(3) 後継者・担い手の育成・支援

- ・次代農業の担い手の育成については、その対象年齢を原則として年齢 45 歳までの青年とし、特に女性就農者の育成も推進されたい。
- ・認定農業者や農地所有適格法人との連携等により、新規参入希望者の募集・発掘を推進されたい。
- ・新規就農者が将来に渡って本市で農業経営をしていくため、地元地域ぐるみの新規就農者への支援体制および就農者情報の共有体制を推進されたい。
- ・新規就農者への販路の確保・拡大のため、JA や大阪府などとも連携した支援体制を推進されたい。
- ・また、新規就農者への営農技術など技術指導・支援する体制を充実するため、市職員としての技術者確保も検討されたい。
- ・市外からの就農者を拡大するための営農支援とともに、府外に就職した若者の U ターンあるいは J ターン、I ターン就農誘導施策を検討されたい。
- ・新規就農者の新たな受入れ形態として、引退する農業経営者・農家全体（農地や農機具、生産ライン等）を新規就農者等に引き継ぎ・貸出すことを検討されたい。

(4) 農業経営の安定化（農産物の付加価値向上）

- ・可能な限り無農薬で自然栽培された新鮮な地元農産物を多くの地元住民が購入して食べることができるよう地産地消の仕組みを確立されたい。
- ・これら安全で新鮮な地元農産物を食べる習慣が生命体として免疫力を高め真の健康体に繋がるという付加価値が構築し、このことが農業経営の安定化に繋がられるよう市民・消費者への情報発信も含めその仕組みを検討されたい。
- ・安心・安全で美味しいブランド農産物の開発や、魅力ある農産物加工品として利益確保が可能な自立した 6 次産業化事業の確立を推進されたい。
- ・企業連携による農産物加工品の推進や、農産物加工施設・農産物直売施設を設置して P R することも検討されたい。
- ・農業公園サバーファームについては、都市近郊農業の特徴を活かしたブランド農産

物・加工品等の発信や地産地消の拠点として、また近郊一のオンリーワンとして集客力が向上する事業展開を検討されたい。

(5) 農業環境の保全・改善（農道排水路の整備、水質保全、有害鳥獣等対策）

- ・家族経営による兼業農家規模であっても将来にわたり農業経営が維持できるよう、農道など農業環境のハード整備を推進されたい。そのため、地元と協議・調整の上、計画的に農道や農業用排水路の整備・改修を推進されたい。
- ・農業用水路やため池への水質検査の実施および農業水路・ため池へのビニール袋や空き缶等ゴミの不法投棄を抑制するための周知など農業用水の水質保全を推進されたい
- ・イノシシやアライグマ等の鳥獣被害対策に加え、ジャンボタニシの被害への対策を推進されたい。

2. 情報収集・発信や地区話合いの活性化について

(1) 基礎的情報の収集・分析

- ・本市農業分野の実態調査をアンケート等で情報収集・分析することで、市内の地域別全農家の年齢構成や所有農地の利用、経営状況等基礎的データを把握した上、具体的な施策事業展開等に反映できるよう市としても検討されたい。

(2) 本市農産物情報等の発信

- ・市民・消費者に対して、安心・安全な農産物という付加価値の提案や本市農産物・加工品とその販売先情報サイトや、新規就農や参入希望者のための就農・参入支援策情報サイトを構築して、本市ウェブサイトなどから広く内外に情報発信することを検討されたい。

(3) 地区話合いの活性化

- ・当委員会ではこれまで市内 6 地区にて地区座談会を実施してきましたが、各地区や集落で抱える農地利用や担い手などの問題を自ら地域の人が話合い、その問題解決

するための未来設計図ともなる「人・農地プラン」などの策定作業がさらに活性化
するよう地元団体や農業委員会とも連携して推進されたい。

3. 予算と体制の強化について

(1) 農業予算の確保

新たな業務として法定化された当委員会委員による「農地等の利用の最適化の推進
業務」に係る新たな活動予算を確保されたい。

(2) 人材の育成・確保

- ・農業技術・農業振興の専門知識を有する職員の育成・確保できるよう検討されたい。
- ・市内農家の生徒・学生が、将来市内農業に携われる環境を構築するため、市内企業
等への就職誘導施策を検討されたい。

(3) 農業教育の推進

将来の担い手人材の確保や市民・消費者意識の構築のため、国内農地を守り食料を
自給することが日本の国土・環境を守ることであること。また、自然栽培され新鮮で
安心・安全な地元農産物を食べることが、地産地消という地域活性化に繋がることの
みならず、免疫力を高め真の健康体に繋がることなどについて、「教育田教育」のさら
なる推進と、「自然食育教育」の実施を検討されたい。

(4) 国・大阪府への要望

さらなる農業環境の改善のため、現在地元負担なしの農地中間管理機構整備事業（ほ
場整備事業）等における対象農地下限面積（現行は 10 ヘクタール以上）を引下げ、中
山間地域など比較的小規模区域と同等条件でほ場整備ができるよう、国や大阪府に強
く要望されたい。